

女川町特別簡易型総合評価落札方式
落札者決定基準

令和8年7月

1 総則

本基準は、女川町が発注する下記工事における請負者の選定を総合評価落札方式（特別簡易型）で実施するに当たって、基準を示すものである。

工事名称	令和8年度女川港石浜地区埋立工事
------	------------------

2 総合評価点の算定方式

- (1) 総合評価は、入札参加者のうち、次の要件を全て満たす者を対象に行う。
- ア 入札公告に定めた入札参加資格について全ての条件を満たし、無効でない者。
 - イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた資料（以下「総合評価資料」という。）を提出した者。
 - ウ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 総合評価点は、次の算式により算出する。
- $$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$
- (3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。
- ・ 価格評価点 80 点
 - ・ 価格以外の評価点 20 点

3 価格評価点の算定方式

- (1) 価格評価点は、次の算式により算定する。
- なお、入札価格が予定価格を上回った場合は、算定の対象外とする。
- $$\text{価格評価点} = \text{配点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$
- [少数点以下第5位四捨五入]
- ・ 最低入札価格：失格基準価格を上回る有効入札のうち最も低い金額とする。
 - ・ 入札価格：当該入札者の入札金額とする。

4 価格以外の評価点の算定方式

- (1) 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価資料等により、価格以外の評価内容の真偽（申出内容の裏付け）を確認し、価格以外の評価項目及び評価基準により算定した評価点の合計とする。

- (2) 価格以外の評価点は、入札参加者が価格以外の評価点の採点表（様式1）に記載した申告を最大点とし、発注者が行う修正評価は、減点するのみとする。
- (3) 虚偽の申告による応札は、無効とする。
虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績を上回る内容で申告したものを対象とし、女川町の求めに応じて入札参加者が申告内容を証明できる書類（写し等）を提出できない場合とする。
- (4) 錯誤の申告による応札は、以下のとおりとする。
ア 入札参加者が有する実績を上回る内容で申告した場合で、申告内容が虚偽でないことを証明できた場合は、錯誤による応札として、その証明内容に基づき評価した場合の評価点によらず、その評価項目の最低点に修正する。
イ 入札参加者が有する実績を下回る内容で申告した場合は、錯誤による応札として、申告店の修正は行わない。
- (5) 特定建設工事共同企業体として実績を評価する場合の運用実績として評価することのできる項目は、特定建設工事共同企業体の代表構成員の場合は、「同種公共工事の施工実績」「配置予定技術者の同種工事の施工実績」「企業の社会的責任等」とし、代表構成員以外の場合は、「企業の社会的責任等」とする。ただし、特定建設工事共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率 20%以上のものに限る。

5 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の決定
ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。
イ 総合評価点が最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者とする。
ウ 入札参加資格及び総合評価資料等の記載内容の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合又は落札者として不適格と認める場合には、当該落札候補者の入札を無効又は失格とする。
エ 上記③により、落札候補者の入札を無効又は失格とした場合は、次順位の落札候補者から適格者が現れるまで順次入札参加資格及び総合評価資料等の記載内容の審査を行うものとする。

オ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）調査基準価格未満の入札価格について

調査基準価格未満の価格で入札があった場合において、落札候補者の決定を保留し、女川町が別で定める低入札価格調査における数値的判断基準に基づき、低入札価格調査を行った上で、後日落札候補者を決定する。なお、最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も高い総合評価点をもって入札した者を落札候補者とすることがある。

（3）落札者の決定

女川町契約業者審査委員会の審査により落札候補者が落札者として適格と認めたときは、その者を落札者と決定する。

6 価格以外の評価項目及び評価点

次の各評価項目について評価し、評価点を算出する。

評価の視点		評価項目及び評価基準	評価点	総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料	
技術者	(1) 企業評価	ア 宮城県からの受注工事における過去5年の工事成績平均点		受注工事成績一覧表 (様式2)	
		80点以上	2.0		
		70点以上80点未満	1.0		
		70点未満	0.0		
		イ 同種公共工事の施工実績			同種受注工事一覧表 (様式3) 及び CORINSの写し又は契 約図書の写し
		複数の実績あり	2.0		
		単数の実績あり	1.0		
		実績なし	0.0		
		ウ ISO等認証取得状況			認定票の写し
		ISO9001又はISO14001の認証取得済み	2.0		
		ISO9001又はISO14001のいずれか一方の認証取得済み	1.0		
		ISO等認証取得なし	0.0		
		小計		6.0	
	(2) 配置する技術者の能力	ア 配置予定技術者の同種工事の施工実績（過去10か年）		配置予定技術者同種 工事成績一覧表 (様式4) 及び CORINSの写し又は契 約図書の写し	
		複数の実績あり	2.0		
		単数の実績あり	1.0		
		実績なし	0.0		
		イ 継続教育（CPD）の取り組み状況		証明書の写し	
		証明あり（奨励単位以上）	2.0		
		証明あり（奨励単位未満）	1.0		
		証明なし	0.0		
	小計		4.0		
社会性	(3) 労働福祉	ア 建設業退職金共済制度への加入状況		経営事項審査結果 通知の写し	
		加入済み	1.0		
		未加入	0.0		
		イ 退職一時金制度又は企業年金制度への加入の有無		経営事項審査結果 通知の写し	
		加入済み	1.0		
		未加入	0.0		
		ウ 障害者の雇用状況		雇用障害者名簿 (様式5) 及び 雇用状況を証する ものの写し	
		雇用率が法定雇用率以上又は義務外雇用がある場合	1.0		
		雇用率が法定雇用率未満	0.5		
		障害者の雇用なし	0.0		
		小計		3.0	
地域性	(4) 地域貢献	ア 営業拠点の所在地		入札参加資格登録 簿で確認	
		女川町内に本社（本店）あり	2.0		
		女川町内に営業所（支店）あり	1.0		
		上記以外	0.0		
		イ 地域住民の雇用貢献		町内在住社員名簿 (様式6) 及び 保険証両面の写し	
		女川町内在住の常勤者1名につき0.5点（最大3.0点）	3.0		
		女川町内在住の常勤者数がなし	0.0		
		ウ 企業の社会的責任等		企業として参加した ことが確認できる 資料の写し	
		過去2年間における女川町内での活動あり	2.0		
		過去2年間における女川町内での活動なし	0.0		
		小計		7.0	
合計			20.0		

7 価格以外の評価項目及び評価基準の説明

(1) 技術力（企業評価）

ア 宮城県からの受注工事における工事成績平均点

評価内容	評価基準		評価点
宮城県からの受注工事における 過去5年の工事成績平均点	A	80点以上	2.0
	B	70点以上 80点未満	1.0
	C	70点未満	0.0

- ・宮城県から受注した工事の入札公告日の属する年の前の5年に完成検査を受けた工事（令和2年1月1日～令和6年12月31日）を対象とする。工事成績平均点は、宮城県で公表している令和7年4月1日現在における入札参加資格承認者名簿の県工事成績点数により評価するものとする。

イ 同種公共工事の施工実績

評価内容	評価基準		評価点
過去10年間に おける同種工事の 施工実績	A	複数の実績あり	2.0
	B	単数の実績あり	1.0
	C	なし	0.0

- ・同種公共工事の条件は、国又は地方公共団体が発注した土木工事において、請負金額が200,000千円以上であり、かつ排水構造物工が含まれる工事を元請として施工した工事。
- ・過去10年間ににおける公共工事の実績とは、入札公告日の属する年度の前の10ヶ年度及び入札公告日までに発注者に引渡が完了したものとする。
- ・同種受注工事一覧表（様式2）を提出すること。
- ・CORINSの写しを提出すること。CORINSの写しで確認できない場合は、実績が確認できる契約図書（仕様書等で同種工事と判断できるもの）の写しを提出することでCORINSの写しの提出に代えることができる。ただし、その場合において契約図書の写しの不足により実績が明確に確認できない場合は、同種工事实績は「なし」として取り扱うものとする。

ウ ISO等認証取得状況

評価内容	評価基準		評価点
ISO9001（品質マネジメントシステム）及び ISO14001（環境マネジメントシステム）の取得状況	A	両方の認証あり	2.0
	B	一方の認証あり	1.0
	C	なし	0.0

- ・登録証の写しを提出すること。

- ・当該工事入札公告日までに取得済みの場合を対象とする。
- ・ISO9001（品質マネジメントシステム）及びISO14001（環境マネジメントシステム）の類似認証は、評価の対象としない。

（２）技術力（配置予定技術者の能力）

ア 配置予定技術者の同種工事の施工実績

評価内容	評価基準		評価点
過去10年間に於いて監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人又は専任補助者として従事した同種工事の実績	A	複数の実績あり	2.0
	B	単数の実績あり	1.0
	C	実績なし	0.0

- ・同種公共工事の条件は、国又は地方公共団体が発注した土木工事において、請負金額が200,000千円以上であり、かつ排水構造物工が含まれる工事を元請として施工した工事。
- ・過去10年間に於ける公共工事の実績とは、入札公告日の属する年度より前の10ヶ年度の工事であり、かつ、入札公告日までに発注者に引渡が完了したものであるとする。
- ・工事実績一覧表（様式3）及びCORINSの写しを提出すること。
- ・対象工事のCORINSの写しで確認できない場合は、実績が確認できる契約図書（仕様書等で同種工事と判断できるもの）の写しを提出することでCORINSの写しの提出に代えることができる。ただし、その場合において契約図書の写しの不足により実績が明確に確認できない場合は、同種工事実績は「実績なし」として取り扱うものとする。なお、契約図書の写しで提出する場合は、当該工事において監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人又は専任補助者の資格等の書類及び従業員であることを証明できるもの（健康保険証等で加入日、加入事業者名、従業員氏名、従業員生年月日が確認できるもの）の写しを提出すること。写しの提出の際に、証明に不要なところはマスキングして提出することができる。
- ・従業員が以前に勤務していた企業の施工実績も対象とすることができる。この場合は、CORINSの写しに雇用関係を証明する書類を提出すること。CORINSの写しに代えて契約図書の写しで提出する場合は、施工実績として提出する工事において、以前に勤務していた企業との雇用関係を証明するもののほか、監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人又は専任補助者として当該施工実績の工事に従事したことが確認できる契約図書等の写しを提出すること。

- ・工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。ただし、工場製作のみを担当した技術者等は対象としない。
- ・監理技術者（特例監理技術者）、主任技術者、現場代理人又は専任補助者として、実績の対象とする工事の全体従事期間の 50%を超える期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- ・全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。

イ 継続教育（CPD）の取り組み状況

評価内容	評価基準		評価点
対象団体が実施している継続教育の登録において、各団体の奨励単位に対する単位の取得状況を対象とする	A	証明あり（奨励単位以上）	2.0
	B	証明あり（奨励単位未満）	1.0
	C	証明なし	0.0

- ・対象団体及び単位
 - （公社）日本技術士会 50 単位（1 年間）
 - （一社）全国土木施工管理技士会連合会 20 単位（1 年間）
 - （公社）農業農村工学会 50 単位（1 年間）
 - （公社）日本建築士会連合会 12 単位（1 年間）
 - （公社）空気調和・衛生工学会 50 単位（1 年間）
 - （一社）建築設備技術者協会 35 単位（1 年間）
- ・上記以外の団体での実績は、評価の対象としない。
- ・各団体の証明書の写しを提出すること。
- ・CPDの単位取得の証明期間の末日は、当該入札公告日から過去1年以内とする。
- ・工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場棟に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。

（3）社会性（労働福祉）

ア 建設業退職金共済制度への加入状況

評価内容	評価基準		評価点
建設業退職金共済制度への加入	A	加入済み	1.0
	B	未加入	0.0

- ・最新の経営事項審査結果通知書を提出すること。

イ 退職一時金制度又は企業年金制度への加入の有無

評価内容	評価基準		評価点
退職一時金制度又は企業年金制度への加入	A	加入済み	1.0
	B	未加入	0.0

- ・最新の経営事項審査結果通知書を提出すること。

ウ 障害者の雇用状況

評価内容	評価基準		評価点
障害者の雇用状況	A	障害者の雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む。）以上又は義務外雇用あり	1.0
	B	障害者の雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む。）未満	0.5
	C	障害者の雇用なし	0.0

- ・応札者と直接雇用関係にある建設業従業職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用する労働者）を対象とする。
- ・当該工事入札公告日における雇用状況を対象とする。
- ・法定雇用義務がない者については、恒久的な雇用関係にある者で、かつ、入札期日の前日から起算して3か月以上前から直接的な雇用にある者。
- ・次の障害者の雇用状況を証するものの写しを提出すること。
 - ① 障害を証明するものの写しとして、本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者健康福祉手帳の写し
 - ② 雇用及び事業所の職員数が確認できるものの写しとして、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ※ただし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく雇用義務のある事業所で、当該入札公告日において公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の内容と相違ない場合は、同報告書の写し（公共職業安定所の受付印のあるもの）の提出のみで可とする。

（４）地域性（地域貢献）

ア 営業拠点の所在地

評価内容	評価基準		評価点
女川町内における本支店の所在	A	本社（本店）あり	2.0
	B	営業所（支店）あり	1.0
	C	上記以外	0.0

イ 地域住民の雇用貢献

評価内容	評価基準		評価点
町内在住の常勤者の数	A	1 名につき 0.5 点（上限 3.0 点）	3.0
	B	なし	0.0

- ・当該入札公告時点で女川町内に住民登録をしている常勤者（代表役員等、一般役員及び使用人をいう。）の数とする。

代表役員：個人または有資格業者である法人代表権を有する役員

一般役員：法人の役員又はその営業所を代表する者で、代表役員以外のもの

使用人：代表役員等及び一般役員以外のもの

- ・町内在住常勤者名簿（様式 6）を提出すること。
- ・町内在住常勤者の保険証両面の写しを提出すること。写しを提出する際は、住所が確認できるように写しを作成すること。（提出の際は、雇用関係、住所、氏名以外は、マスキングできるものとする。）

ウ 企業の社会的責任等

評価内容	評価基準		評価点
過去 2 年間における女川町内での活動実績	A	実績あり	2.0
	B	実績なし	0.0

- ・過去 2 年間とは、入札公告日から遡って 2 年以内を指すものとする。
- ・活動例は以下のとおり。

No.	種目	内容
1	町又は県発注の施設管理業務実績	巡視・巡回、除草、伐木、補修、清掃
2	事業所として活動する交通安全活動	
3	事業所として活動する献血運動	
4	子ども安全パトロール等小中学校事業への協力	PTA として参加しているものは除く
5	過去 2 年間における女川町内での防災活動	女川町に災害対応を依頼され、無償で対応した巡回パトロール、応急対策、救助活動等
6	女川町まち美化サポーターでの活動	
7	宮城県スマイルサポーターでの町内活動	
8	町、町内団体が主催したイベントへの無償活動協力	

実績資料は、企業として実施又は参加したことが確認できる次の資料の写しを提出すること。

No. 1 は、契約書の写しを提出すること。この場合、対象期間内であること及び内容が分かるものであること。

No. 2 ～No. 5 は、企業として活動したことが確認でき、かつ、活動内容が分かる資料の写し（活動に関する覚書、協定書又は活動要領、活動の実施報告書、証明書等）、入札参加者が当該活動に参加したことを証する書類（主催者の参加証明書又は参加者名簿等）を提出すること。ただし、活動に関する覚書、協定又は活動要領等に基づかない活動は、これらの資料は提出不要。

No. 6 及びNo. 7 は、当該団体に加入していることを証する書類の写し、実績報告の写しを提出すること。

No. 8 は、当該活動に無償で協力したことを証する書類（主催者の証明等）、その他の活動の実施報告書、感謝状、御礼状又は新聞記事若しくは活動状況写真とする。）